

大蔵村における女性職員の活躍の推進に関する

特定事業主行動計画

平成28年度～平成32年度

大蔵村

大蔵村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
大蔵村長
大蔵村教育長
大蔵村議会議長

大蔵村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大蔵村長、大蔵村教育長、大蔵村議会議長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

大蔵村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課を推進事務局とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村教育委員会事務局、村議会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村教育委員会事務局、村議会事務局における、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。また、この数値目標については、村長部局、村教育委員会事務局、村議会事務局を合わせた共通目標とする。

- 1 : 平成 32 年度までに、行政職給料表適用職員について補佐相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度の実績（0%）の 1.5 割増の 15%以上にする。
- 2 : 平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度の実績（0%）の 1 割増の 10%以上にする。
- 3 : 平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を、少なくとも平成 26 年度の実績（0%）の 1 割増の 10%以上にする。
- 4 : 平成 32 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度の実績（月 10.5 時間）から 2 割以上縮減し、月 8 時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村教育委員会事務局、村議会事務局における、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。また、この取組については、村長部局、村教育委員会事務局、村議会事務局を合わせた共通取組とする。

- 1 : 平成 28 年度より、係長・主査・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- 2 : 平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、総務課による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- 3 : 平成 28 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- 4 : 平成 28 年度より、新たに毎週水曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。